

## 役員等の報酬等に関する規程

- 第1条 この規程は、社会福祉法人楡の木会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 理事、監事及び評議員と併せて役員等という。
  - (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
  - (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）実費弁済費、及び手数料等の経費を言う。実費弁済費として、理事会、評議員会（以下役員会という）1回出席の際に、一律2,000円を支給し、報酬とは明確に区分されるものとする。
- 第3条 役員等の報酬は、無報酬とする。
- 第4条 実費弁済費の支給方法及び時期は、毎回の役員会閉会后、速やかに現金により支給する。本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 第6条 役員等が役員会出席に際し、別に定める役員旅費規程に基づいて、旅費が実費弁済費を超えたときは、旅費の金額を支給する。
- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。
- 第7条 役員等の慶弔に関し、概ね3万円以下を理事長の判断により費用負担することが出来る。
- 第8条 この法人は、この規程をもって支給の基準として公表する。
- 第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
- 第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。